平成２１年度

事　業　計　画　書

社会福祉法人

小樽市社会福祉協議会

目　　次

ページ

はじめに ---------- 1

主な事業・活動

［１］地域福祉活動の推進

１．小地域ネットワーク活動 ---------- 2

２．地域福祉権利擁護事業への協力 ---------- 2

３．地域福祉活動の拡充 ---------- 2

４．在宅サービス事業の実施 ---------- 3

５．総合福祉センターの管理運営 ---------- 3

［２］介護保険事業等の推進 ---------- 4

１．たんぽぽ介護事業所 ---------- 5

２．銭函デイサービスセンター ---------- 6

３．小樽市中部地域包括支援センター ---------- 7

［３］ボランティア・市民活動の推進

１．ボランティア・市民活動センターの運営 ---------- 8

２．点字図書館の管理運営 ---------- １０

［４］ふれあい相談事業の推進 ---------- １０

［５］児童センター等の管理運営

１．塩谷児童センター ---------- １１

２．とみおか児童館 ---------- １２

３．いなきた児童館 ---------- １４

［６］緊急生活救援資金及び生活福祉資金の貸付支援 ---------- １５

［７］関係団体等の支援

１．関係団体の支援 ---------- １７

２．災害遺児家庭の支援 ---------- １７

［８］共同募金運動の支援 ---------- １８

［９］会務の運営等 ---------- １８

はじめに

わが国は、100年に一度といわれる世界的な不況の渦中にあり、景気の悪化や急速な円高などによる輸出産業を初めとした企業の業績不振や倒産に伴う派遣社員など非正規雇用の解雇、就職内定の取消しなど、大変厳しい社会経済情勢にあります。

小樽市においても例外ではなく、むしろその影響は、本年度に大きく現れるのではないかと心配をしているところであります。

このような中で、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、その中核的な役割を果たすとともに、高齢化率が30%を超え、益々進展する高齢化に伴い、その増加が見込まれる認知症への対策など、多様化する福祉的課題に迅速に対応していくことが求められております。

住民が住みなれた地域で、いつまでも元気に暮らし続けることができるようにするため、民生委員と町会等が連携するなど地域の方々による「支え合いネットワーク」づくりの支援や「成年後見など権利擁護事業の推進」など、今後あらたに取り組むべき事業の模索も必要となっています。

しかし、社協活動財源の太宗を占める小樽市からの補助金や共同募金会からの支援の縮減が、今後想定されることから、これを補うあらたな財源を確保するため、介護保険事業部門の経営健全化の一層の推進を図るべく、中長期にわたる収支見通しと組織・運営体制の適正化等について、分析と検証を進めることといたします。

また、事務の効率化等のため、小樽市の交付金を財源とする「生活資金貸付事業」と社協資金を財源とする「緊急援護資金貸付事業」の一元化を図るほか、介護報酬の改定については、単価改定が確実に見込まれるものに限って、当初予算の歳入に反映させることといたします。

〈重点推進事項〉

１．給食サービス利用者拡大に向けた取り組みなど、地域福祉の推進

２．法人運営の財政基盤強化に向けた分析と検証

３．介護保険事業の適正な運営と経営健全化の推進

４．福祉教育や防災などを中心としたボランティア・市民活動の推進

主な事業・活動

［１］地域福祉活動の推進

１．小地域ネットワーク活動

住み慣れた地域で、いつまでも元気に生活したいという思いは、誰でも同じであり、高齢者が居宅で生活を続けようとするとき、その支えのひとつとなるのは、住民自身が地域で作るネットワークです。本年度も引き続き次の事業を実施します。

【継続事業】

① ニーズ調査の実施

蘭島地区小地域ネットワーク活動事業を通じてニーズ調査を年２回実施し、地域の高齢者世帯の安否確認、ニーズの掘り起しに努めます。

② 住民活動の支援

活動実施地区の「蘭島」で、地区住民の相互交流、情報交換の場として、町内会館を利用した学習会や施設見学などの実施を支援します。

③ 広報・啓発

「小地域ネットワーク活動事業」は、誰もが取り組める活動であることの理解を広め、新たな活動地域の拡大に努めます。

２．地域福祉権利擁護事業の推進

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断力の不十分な人が、地域で自立した生活を送るために支援する制度です。

実施主体である北海道社会福祉協議会後志地区地域福祉生活支援センターや生活支援員に協力し、このような人々の地域での自立を支援していきます。

【継続事業】

① 相談体制の充実

利用者からの相談に対応できるよう、相談体制の確保に努めます。

② 事業への協力

地域福祉権利擁護事業が円滑に推進されるよう、北海道社会福祉協議会後志地区地域福祉生活センターと連携し、生活支援員の推薦、本事業利用者の書類の保管などを引き続き行います。

３．地域福祉活動の拡充

町内会等を対象として本会の事業紹介や住民ニーズの把握等を目的とし、本年度も、引き続き地域において交流会を開催いたします。

住民の方々と直接話す機会を設けることにより、本会への理解を深めていただくとともに、地域により異なる課題の把握に努めます。そこから、本会の役割を検討し、側面から支援できる体制づくりを目指します。

【継続事業】

○　地域交流会の実施

実施回数　30回

実施会場　町内会館等を予定

実施内容　・本会事業の紹介

・給食サービス事業の説明、お弁当試食、希望者受付　等

参加予定　地域住民、給食サービス利用希望者、町会役員

４．在宅サービス事業の実施

在宅の高齢や身体障がいの方々の日常生活を支援するため次の事業を実施します。また、地域の方々の支え合いにより、住み慣れたまちで生活できる体制づくりを進めてまいります。

【継続事業】

①　小樽市独居高齢者等給食サービス事業

小樽市から受託し、概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等に週１回夕食を配達するサービス事業です。栄養のバランスのとれたお弁当を提供することにより、要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域での生活を支援するために、本年度は次の方法等で実施します。

ａ．配食ボランティアによる配食・・・見守り（継続）

近隣の方々に配食していただくことで、利用される方と地域とのつながりを深め緊急時、災害時等に備えます。

ｂ．業者による直接配達・・・安否確認（新規）

配食ボランティアが不在の地域にお住まいの高齢世帯に対し、安否確認を兼ね配達します。

ｃ．会食・・・相互見守り、健康増進（新規）

近隣にお住まいの高齢者が定期的に楽しく懇談をしながら食事をすることで、心身の健康を維持し、お互いの見守りもできる方法です。

②　高齢世帯等除雪事業

高齢、身体障がいなどにより除排雪が困難な世帯に対し、日常生活の安全確保を目的とした福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業を引き続き実施します。

なお、事業の詳細については、運営委員会において検討し８月下旬までに決定します。

５．総合福祉センターの管理運営

小樽市の指定を受けた指定管理者として、条例に従い、小樽市総合福祉センターの効率的な管理運営を行います。

【継続事業】

①　管理運営

昭和46年に小樽市が開設した市内唯一の総合福祉センターであり、高齢者人口の増加とともに、利用対象者も増加していることから、社会参加の場として利用者のニーズに沿うよう管理運営を行います。

②　施設・設備の点検、整備

利用者の安全と非常時の災害に備えるため、施設･設備の点検や緊急通報体制を整備し、関係機関と協力しながら、消火訓練等を行います。

③　レクリエーション等の支援

囲碁、将棋、ダンス、舞踊、カラオケ等のレクリエーションや各団体のサークル活動等の支援を行います。

また、毎週２回入浴日(火曜日・金曜日、料金１回100円)を設け、多くの方に利用していただきます。

④　福祉バスの運行

利用者の生きがいづくりと社会参加への促進を図るため、小樽市福祉バスを運行し、福祉関係団体の利用に供するとともに適正な運営に努めます。

※　しおかぜ号（定員52名）　みどり２号（定員20名）

［２］介護保険事業等の推進

○平成21年４月１日現在の事業体制

・訪問介護事業

たんぽぽ指定訪問介護事業所(平成12年４月１日北海道指定)

・介護予防訪問介護事業

たんぽぽ指定介護予防訪問介護事業所(平成19年１月１日北海道指定)

・通所介護事業

銭函デイサービスセンター指定通所介護事業所(平成12年４月１日北海道指定)

・介護予防通所介護事業

銭函デイサービスセンター指定介護予防通所介護事業所

(平成19年１月１日北海道指定)

・居宅介護支援事業

銭函デイサービスセンター指定居宅介護支援事業所

(平成12年４月１日北海道指定)

たんぽぽ指定居宅介護支援事業所(平成16年８月１日北海道指定)

・障がい者福祉サービス事業(居宅介護及び重度訪問介護)

たんぽぽ指定障害者居宅介護支援事業所(平成18年10月１日北海道指定)

・地域包括支援事業

小樽市中部地域包括支援センター(平成19年１月１日開設)

１．たんぽぽ介護事業所

（１）　訪問介護・介護予防訪問介護事業

訪問介護・介護予防訪問介護において、ケアプランに基づき、利用者の心身の状況に応じた適切な介護サービスの提供を行い、利用者の介護予防や自立支援に向けた事業を展開してまいります。

【継続事業】

①　事業の推進体制の強化

高齢者の在宅福祉の充実に努めておりますが、より適切な介助を目指し、訪問介護員の資質向上を図るための研修会の実施や多様化する利用者のニーズに応えるため訪問介護員派遣体制の強化などに努めます。

②　障がい者福祉サービス事業の実施

身体、知的、精神障がい者への居宅介護にあたっては、それぞれの障がい者の立場に立った適正なサービス提供に努めるとともに小樽市から委託を受けた地域生活支援事業の「移動支援」及び「視覚障害者ガイドヘルパー」の業務を行います。

③　介護予防型生活支援事業の実施

小樽市の委託事業である軽度の家事援助を必要とする高齢者に対し介護予防や自立を促す支援事業を実施します。

④　利用料減免の実施

低所得世帯に対する利用料減免制度については、引き続き実施し利用者の負担軽減を図ります。

⑤　訪問介護事業所相互の連携

小樽市訪問介護事業所連絡協議会の事務局として、事業所相互の連絡調整や訪問介護員の資質の向上を図るための研修会を開催するなど、訪問介護事業のより一層の基盤強化に努めます。

（２）　居宅介護支援事業

認定を受けた利用者が居宅で受ける介護保険の給付サービスを適切に利用できるよう、本人の状態や希望等に応じて利用者の選択に基づきケアプランを作成し、サービス実施機関と連携を取りながら、より良い在宅福祉の充実を図ります。

【継続事業】

①　自立支援に向けたケアプラン

要介護と認定された利用者に対して、より質の高いきめ細やかなケアプランの作成に努めるとともに、自立支援に向けた適切なサービス提供ができるよう各関係機関と調整を図ります。

②　訪問活動と関係機関との連携

ケアプラン作成において、利用者の状況を適切に把握するため、訪問活動を積極的に行うとともに、困難な課題等については地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。

③　認定調査の実施

小樽市及び他市町村から委託される認定調査を引き続き行います。

④　委託事業の実施

小樽市及び他市町村の地域包括支援センターから委託される介護予防ケアプランの作成業務を行います。

⑤　居宅介護支援専門員相互の交流

小樽市介護支援専門員連絡協議会の事務局として、会員相互の資質向上を図るための研修会、情報交換のための交流会等を開催し、合わせて、会員が所属する事業所間の連絡調整を図ります。

２．銭函デイサービスセンター

本年度は、医療との連携や認知症ケアの充実、さらには効率的なサービス提供といった基本的な視点に基づき介護報酬改定が行われます。

そこで、やや行き詰まり感のあるこれら基本的視点を踏まえつつ、トータル的な視野での介護予防や自立支援に向けた事業を推し進めてまいります。

また、収支面では報酬改定で多少の改善が見込めるものの厳しい状況が予測されることから、利用者の確保に努めながら運営を行ってまいります。

（１）　通所介護・介護予防通所介護事業

【継続事業】

①　関係機関との連携と自立支援

利用者又は家族の多種多様なニーズに対応するための通所介護計画及び介護予防通所介護計画を立案し、関係機関と連携を図りながら効果的なサービス提供を行い、自立支援につながるよう努めます。

②　地域交流の促進

利用者と地域の人々とのふれあう機会を確保し、地域交流を促進してまいります。

③　サービス提供内容や認知症ケアの充実

介護度改善に向けたサービス提供内容の充実やより良い認知症ケアに努めてまいります。

④　介護予防型運動器等機能向上事業の実施

市委託の介護予防型運動器等機能向上事業については、特定高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するため、各種のサービスを提供してまいります。

⑤　利用者の増大確保

収支状況の厳しいことが予測されることから、地域へのＰＲや関係機関へ空き利用状況等を紹介しながら利用者の増大確保に努めてまいります。

⑥　利用料減免の継続実施

低所得世帯に対する利用料減免制度（平成14年度導入）については、利用者の負担軽減を図るため、本年度も継続実施してまいります。

⑦　実習生の受入れ

ホームヘルパー資格取得に係る実習生の受入れや教員免許取得に係る介護体験学生の受入れ等については、本年度も引き続き実施し、福祉関係の人材育成の一助となるよう努めます。

⑧　職員の資質向上の強化

職員の施設内・施設外の研修への参加を通じて資質向上を図り、サービスの質的強化と事業の一層の推進に努めます。

（2）　居宅介護支援事業

【継続事業】

①　自立支援に向けたケアプラン

自立支援に向けたケアプランの立案を行い、サービス担当者会議等を通じて関係機関とも十分な連携を図りながら、適切かつ効果的なサービス調整をしてまいります。

②　経営基盤の見直し

利用者の減少や収支状況の厳しいことが予測されることから、それらに対応した経営基盤の見直しを行ってまいります。

③　職員の資質向上の強化

利用者の在宅生活を支援するにあたり、相談業務が生活全般におよぶなど複雑多岐にわたることから、各種研修会等への参加を促し職員の資質向上に努めます。

３．小樽市中部地域包括支援センター

小樽市中部地域包括支援センターは、平成19年１月１日に小樽市から業務の委託を受け事業を実施してきました。

平成20年度は、開設して２年目でもあり地域高齢者の心身の健康維持や向上を図ることを目標に、適切な介護予防ケアプランの作成や権利擁護を含む総合相談と支援を行うとともに、地域に根ざした介護支援ネットワークの構築に向けた活動などを進めてきました。

平成21年度は、さらに活動の内容を強化することを目標に以下の事業を実施します。

【継続事業】

①　介護予防事業

要支援１・２と認定された方及び特定高齢者への介護予防ケアプランの作成を行います。

②　総合相談・支援事業

高齢者や家族、近所の独居の方などの健康や介護などの生活全般にわたる相談を受け、個々人の状態に応じて介護申請や専門機関につなげます。

③　権利擁護事業

高齢者の方々の権利を擁護するため、成年後見制度の紹介や利用支援とともに虐待の防止などに取り組みます。

④　高齢者を包む地域ネットワークの構築

市内には、高齢者をさまざまな形で支援することが可能な組織、民生委員協議会、町内会、老人クラブ、新聞などの定期宅配事業者などがおります。この方々との連携を強化し、高齢者の状態を早期に把握できる体制を作ります。

⑤　介護事業所との連携

市内には各種の介護サービス事業所があり、従事する職員も多数いますが、当面はケアマネジャーを中心に交流会を開催し、介護困難事例や事業所間の情報交換を行います。

⑥　その他

小樽市中部地域包括支援センターの事業として、高齢者を対象に料理教室、健康体操教室、認知症キャラバンメイトを実施してきましたが、今年度も継続して実施します。

［３］ボランティア･市民活動の推進

１．ボランティア・市民活動センターの運営

ボランティア・市民活動センターでは、お互いを尊重した市民主体の社会をつくるため、気軽に意見や情報交換ができる場を提供しながら、ボランティア・市民活動を支援し、協働してまいります。

本年度は、次の事業を重点的に進めてまいります。

１）　日常から連携し、市民の側から防災力を高めた街づくりを呼びかける「小樽ボランティア会議」に事務局として協力し、様々な市民活動団体相互の連携、協力の場を提供し、協働してまいります。

２）　「学童・生徒のボランティア活動普及事業（道社協）」協力校への参加をさらに勧めるとともに、「総合的な学習の時間」等への協力をとおして、子どもたちが他を思う心、自律して「生きる力」を育む福祉教育の重要性の理解に努めます。

３）　教育の面から地域づくりを進めるため、地域、家庭と学校の連携を働きかけ、様々な方たちが一堂に会する大切な機会となる「福祉教育懇談会」を開催します。

【継続事業】

①　ボランティアの相談、登録及び紹介事業

ボランティア活動の希望者やボランティア要請希望者の相談、登録、需給調整

②　ボランティア・市民活動の育成と指導及び普及事業

ａ．ボランティアスクールの開講

ｂ．車椅子体験研修会の開催
ｃ．福祉教育の啓発推進
ｄ．福祉教育懇談会の開催
ｅ．総合的な学習の時間、企業やグループなどの研修会への協力、出前講座（車椅子体験、視覚障がい者擬似体験、高齢者擬似体験、ＤＩＧ研修会、クロスロード研修会等）の開講
ｆ．アドバイザー定期研修会の開催
ｇ．在宅高齢者等の支援と環境に優しいカレンダーリサイクル活動の実施

③　ボランティア活動の開発及び啓発事業
ボランティア活動パネル展(「障がい者週間」啓発事業実行委員会共催)開催

④　ボランティア・市民活動に必要な調査、研究及び情報提供事業
ａ．「ボランティア・市民活動センター情報」等の発行
ｂ．ボランティア・市民活動情報の収集・提供(ボランティア情報ネットワーク、ホームページ、掲示板)
ｃ．バリアフリー情報の収集と提供

⑤　ボランティア･市民活動への協力及び支援事業
ａ．ボランティア・市民活動団体助成事業
ｂ．物品(車椅子、アイマスク、高齢者擬似体験セット、レスキューキッチン等)の貸出し
ｃ．小樽ボランティア活動推進協議会への支援、協力

⑥　ボランティア・市民活動関係団体との連携及び連絡調整
ａ．小樽ボランティア会議の開催、連絡調整
ｂ．ボランティア・市民活動団体等との連携及び連絡調整

⑦　ボランティア保険の取扱い
ａ．ボランティア活動保険の広報、周知
ｂ．ボランティア活動保険加入・請求手続事務

⑧　その他ボランティア・市民活動に必要な事業
ａ．ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
ｂ．ボランティアルームの管理運営
ｃ．ボランティア・市民活動研修会等への参加、協力

【新規事業】

○　ボランティア・市民活動の育成と指導及び普及事業
・「人との関わりを考える勉強会」の開催
　ボランティア・市民活動は人との関わりが重要です。周りの人とのコミュニケーションを図りながら、互いを尊重した活動ができる人材を育てるための勉強会を開催します。

２．点字図書館の管理運営

小樽市の指定を受けた指定管理者として、管理運営を行っております。点字図書館が担う役割は、視覚障がいをもつ方々の社会参加の促進に寄与するため、ニーズを的確にとらえ、ボランティアと連携し、図書の整備及び最新情報の収集発信を図ることです。

本館は、全国の視覚障がいをもつ方々の情報提供施設として、主に、点字及び録音図書の貸出や図書を製作するボランティアの養成を行っております。本年度も、適正な管理運営に努め、次の事業を推進してまいります。

なお、録音図書貸出のバーコード管理により、業務の効率化が図られたことから、職員配置を本年３月に４名体制から３名体制で運営することとしました。

【継続事業】

① 図書の整備

ボランティアの協力を得て、地域に根ざした点字及び録音図書の整備を図ります。

② 点字・録音図書等ネットワークの利用

本館に蔵書していない図書の貸出希望等があったときは、ないーぶネット（視覚障がい者情報ネットワーク）・びぶりおネット（点字・録音図書ネットワーク配信サービス）を利用したサービス提供に努めます。

③ ボランティアの養成

録音図書のボランティア養成講座を開催します。

年間　１回(20回構成)　　対象者　10名　　実施月　６～10月

④ プライベートサービス事業

日常生活において必要とする生活関連資料及び個人利用に限定される図書等で、利用者の求めに応じて点訳及び音訳による図書等の製作を行います。

⑤ 各団体からの依頼事業

小樽市の各部署から依頼される広報誌(広報おたる・市議会だより)・パンフレットなどのほかに、視覚障がい者団体から依頼されたものの点訳及び音訳を行います。

［４］ふれあい相談事業の推進

さまざまな年齢層からの家族の問題や心の問題、近隣とのトラブルなど生活に密着した相談を受けております。

本年度も引き続き、関係機関との連携を図りながら、市民のみなさまが地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

［５］児童センター等の管理運営

小樽市の指定を受けた指定管理者として、児童福祉法及び小樽市児童厚生施設条例に基づき、児童の健全な育成を図るため、市が設置の児童センター、児童館について、本年度も関係機関との連携を密にし、管理運営を行います。

児童に健全な遊びを与え、その健康と体力を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童の健全育成に資するため各種事業を実施いたします。また、本年度も３館児童の交流活動「児童館オリンピック」を行い、安全に配慮しながら、友だちづくりの輪を広める機会の提供など、管理運営に努めてまいります。

１．塩谷児童センター

【継続事業】

①　健康と体力を増進する活動

ａ．各種大会の開催（年間15回）
　　ちびっこ相撲、バドミントン、卓球、ドッジボール、ゲートボール等

ｂ．各種検定の実施（年間12回）
　　なわとび検定、とびばこ検定

ｃ．各種教室の開催（年間19回）
　　ゲートボール教室、雪遊び教室、トランポリン、体力測定等

②　情操を豊かにする活動

ａ．各種大会の開催（年間15回）
　　ぬり絵、竹とんぼ、オセロ、将棋、紙飛行機、輪投げ、パズル等

ｂ．各種教室の開催（年間15回）
　　手芸、工作、スライムづくり、年賀状づくり、オリエンテーリング等

ｃ．その他（年間13回）
　　ギネスに挑戦、スノーフェスティバル

③　その他の活動

ａ．地域の特性及びセンターの特色を生かした活動（年間15回）
　　一年生歓迎会、遠足（春・秋）、水遊び、お正月お楽しみ会、センター祭り、開館記念行事（12月１日から１週間）、おばけ屋敷（夏休み２日間）等

ｂ．中学生への開放
　　卓球、バドミントンの隔週開放(土曜日午前中)

ｃ．子どもボランティアの育成
　　使用済み切手収集

④　クラブ活動

向上心をもって意欲的に活動し、さまざまな活動体験をとおして、望ましい人間関係を培うとともに、身に付けたことを日常生活の中で生かせる児童の育成に努めます。年間を２期（４～９月、10～３月)に分け、それぞれ３、４種目を実施します。

⑤　母親・幼児クラブ支援活動

集団活動をとおし､心身ともに健全な幼児の育成を図ります｡また､母親に対しては、自治的活動を促し、育児や会の運営に関わることをとおし、指導者の養成に努めます。

⑥　母親クラブ

地域の母親が活動し、交流する場を提供し、センターへの理解と協力を促します。

⑦　放課後児童クラブ

健康管理、安全確保に留意しながら遊びの活動への意欲と望ましい態度を形成し、遊びをとおして自主性、社会性、創造性を培います。そのために、家庭との連絡を密にするとともに、塩谷小・中学校、地域の関係機関との連携を深めます。

⑧　広報活動等

ａ．センター便り「笠岩」の定期発行、行事予定、活動プログラムを発行します。

ｂ．行事ポスターを作成し、地域や関係機関に配布し、周知と利用促進に努めます。

⑨　安全計画

児童の安全意識を育成するとともに、施設・設備の定期的な安全点検や月１回の避難訓練を実施し、防災及び有事の際の連絡連携体制を確立します。

⑩　環境整備

伝統文化を大切にした掲示物等の掲示に配慮するとともに、行事等の写真を掲示し、活動意欲の向上を図ります。

⑪　その他

運営委員会の開催と３児童館の連携を図り、情報交換と運営の改善に努めます。

２．とみおか児童館

【継続事業】

①　集団指導活動

ａ．土曜オルガン教室の開講

毎週土曜日(午前10時～11時30分)定員30名(2班各15名の隔週開講)　年間38回

ｂ．日曜オルガン教室の開講

毎週日曜日(午前10時～11時30分)定員30名(2班各15名の隔週開講)　年間38回

ｃ．図画教室の開講

隔週土曜日(午前10時～11時30分)定員40名　年間20回

ｄ．習字教室の開講

隔週土曜日（午前10時～11時30分）定員40名　年間20回

② 年間計画事業

計画的に行う活動で、内容によっては講師を要請します。

ａ．めいずに挑戦	年３回	ｂ．″の″の字さがし	年３回
ｃ．オセロゲーム大会	年２回	ｄ．なぞなぞ遊び	年３回
ｅ．パズルで遊ぼう	年２回	ｆ．カルタ会	年１回
ｇ．ぬり絵教室	年３回	ｈ．おりがみ教室	年２回
ｉ．紙芝居会	年２回	ｊ．読み聞かせ会	年２回
ｋ．縄跳び検定	年３回	ｌ．卓球大会	年３回
ｍ．輪投げゲーム	年２回	ｎ．工作教室	年２回
ｏ．スライム作り	年２回	ｐ．手すきハガキ作り	年１回
ｑ．マツカサツリー作り	年１回	ｒ．押し花しおり作り	年１回
ｓ．ちぎり絵教室	年１回		

また、３児童館合同事業として、児童館オリンピックを行います。

③ 幼児サークル支援活動

館内行事とサークル行事との調整を図り適切な運営に努めます。サークルを通して、健全な幼児育成と適切な児童館運営のため、理解と協力の啓発に努めます。

・活 動 日　原則として、毎週火・水・木・金の４日間

・活動時間　午前９時～12時まで

④ 広報活動等

ａ．児童館便り「とみおか」を毎月発行し、必要に応じ随時発行します。

ｂ．年間計画事業は、臨時発行して啓発に努めます。

⑤ 安全計画について

ａ．児童館利用者の安全確保のため、施設・設備の安全点検を毎月月初めに定期的に行います。

ｂ．防災・有事の際の緊急連絡網の確立を図ります。

⑥ その他

ａ．運営委員会を開催するとともに３館の連携を図り、情報交換に努めます。

ｂ．ボランティア活動の推進に努めます。（３児童館合同の使用済み切手集め）

ｃ．児童館利用者のプライバシーの保護に努めます。

３．いなきた児童館

【継続事業】

①　集団指導活動

ａ．絵画教室の開催
　　毎月第１土曜日(午後１時30時～２時30分)定員15名　年間12回

ｂ．習字教室の開催
　　毎月第２土曜日(午前10時30分～11時30分)定員15名　年間12回

ｃ．本の読み聞かせ会の開催
　　毎月第２金曜日(午後３時00分～３時40分)　年間12回

②　年間計画事業

＜健康（安全）・体力を増進する活動＞

ａ．児童トランポリン	年間12回	ｂ．幼児トランポリン	年間10回
ｃ．なわとび大会	年間３回	ｄ．ドッジボール個人戦	年間３回
ｅ．なかぶつけ大会	年間２回	ｆ．ストラックアウト大会	年間２回
ｇ．ボウリング大会	年間２回	ｈ．わなげ大会	年間２回
ｉ．ディスゲッター大会	年間２回	ｊ．うでずもう大会	年間２回
ｋ．卓球大会	年間２回	ｌ．フラフープ大会	年間２回
ｍ．ビリヤード大会	年間２回	ｎ．ビデオ防災教室	年間１回

＜情操を豊かにするする活動＞

ａ．マンガビデオ・DVD鑑賞会	年間14回	ｂ．オセロ大会	年間３回
ｃ．トランプスピード大会	年間３回	ｄ．トランプバトルテン	年間３回
ｅ．ＵＮＯ大会	年間３回	ｆ．ぬりえ大会	年間２回
ｇ．ドミノタワー大会	年間２回	ｈ．オセロ積み大会	年間２回
ｉ．ハリガリ大会	年間２回	ｊ．ハリガリジュニア大会	年間２回
ｋ．なぞなぞ大会	年間１回	ｌ．○×クイズ大会	年間１回
ｍ．「の」の字探し大会	年間３回	ｎ．楽しいおやつ作り	年間１回
ｏ．作ってみよう	年間１回		

③　放課後児童クラブ事業

放課後クラブ児童の健全育成のため、学校や家庭と連携を図るとともに、児童の実態を的確に把握し、集団生活をとおして望ましい人間関係を育てるよう適切な指導に努めます。

④　幼児サークル支援活動

ａ．館内行事や放課後児童クラブ、学校行事との調整を図り、適切な運営に努めます。

ｂ．サークル活動をとおして、健全な幼児の育成を図ります。
　・活　動　日　学校課業日(夏・冬・春の長期休業日、祝日、土曜休業を除く。)
　・活 動 時 間　午前10時～正午まで

⑤　広報活動等

ａ．児童館だより「いなきた」を毎月定期的に発行するほか、必要に応じて随時発行します。

ｂ．児童館パンフレットや長期休業中の行事ポスターを作成し、近隣小学校や児童館利用者に配布して児童館の行事の概要や日程の周知を図り、利用促進に努めます。

ｃ．児童館行事の新聞掲載を依頼するとともに、中学生参加行事も企画し、中学生の利用促進に努めます。

⑥　安全計画

児童館利用者の安全確保のため、施設・設備の安全点検を定期的に行うほか、緊急連絡網を備えます。また、いなきた消防隊訓練や当館独自の避難訓練等（毎月１回）を実施します。

⑦　その他

ａ．運営委員会を開催するとともに３館の連携を密にし、情報交換に努めます。

ｂ．高齢者に対する交通安全啓蒙活動のほか、３児童館の合同ボランティア活動として、使用済み切手の収集を継続します。

ｃ．児童館利用者のプライバシーの保護に努めます。

［６］緊急生活救援資金及び生活福祉資金の貸付支援

福祉施策における各種貸付は、変貌する社会経済情勢のもと、低所得世帯等の複雑・多様化するニーズに応えながら、必要な援助を行うことにより経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が送れるようにするための制度です。

本会では昭和48年から生活資金及び緊急援護資金貸付事業を実施し、多くの低所得世帯等の緊急時に必要な資金を貸付し、支援してまいりましたが、不能欠損処理等により原資が減少していること、貸付目的や条件が同一であること、事務処理の効率化などの理由から、この両制度を一元化し、本年度より新たに緊急生活救援資金貸付事業を実施することとなりました。

また、北海道社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業を引き続き受託し、受付業務等を行います。

本年度も貸付及び償還業務のより適切な執行を図ってまいります。

【継続事業】

１．緊急生活救援資金貸付事業（一元化後…平成21年４月１日開始）

小樽市在住の市民でやむをえない不時の緊急出費に困窮する世帯を救援する目的で貸付します。

（内容）

○貸付限度額　　　５万円（無利子）

○貸付条件等　　・小樽市に住民登録をしている世帯であること

・償還能力（収入）があること

・連帯保証人１人（ただし、１万円以下の場合は、必ずしもこの限りではない）

○連帯保証人の該当条件

・小樽市に住民登録している世帯主であること

・市・道民税課税世帯であること

・この資金及び生活福祉資金、母子福祉資金、本会旧貸付金の借用又は連帯保証人となっていないこと

・返済期間内に65歳を超えないこと

○償還回数　　　　借受月の翌月から最長10回

○償還方法　　　　自動引落し、振込、現金

２．生活福祉資金貸付事業（北海道社会福祉協議会委託事業）

ａ．生活福祉資金(昭和30年４月開始)

（内容）

・貸付対象世帯　　低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等

・資金種別　　　　更生資金、療養・介護等資金、福祉資金、災害援護資金　修学資金、緊急小口資金

・貸付利率　　　　年３％(修学資金、療養・介護等資金は無利子)

・延滞利子　　　　償還期限後、延滞元金につき年10.75％

・連帯借受人又は連帯保証人　　１名

・貸付限度額　　　５万～470万４千円

ｂ．離職者支援資金(平成14年３月開始)

（内容）

・貸付利率　　　　年３％

・延滞利子　　　　償還期限後、延滞元金につき年10.75％

・連帯保証人　　　１名又は２名

・貸付限度額　　　120～240万円

ｃ．長期生活支援資金(平成15年４月開始)

（内容）

・貸付対象世帯　　市町村民税非課税程度の低所得で65歳以上の高齢者世帯

・不動産の条件　　土地の評価額が1,000万円以上

・貸付利率　　　　年３％程度

・連帯保証人　　推定相続人の中から１名（推定相続人がいない場合は不要、推定相続人が複数名の場合は、他の推定相続人の同意が必要）

・貸付限度額　　不動産評価額の７割程度で月額30万円以内

ｄ．要保護世帯向け長期生活支援資金（平成19年４月開始）

（内容）

・貸付対象世帯　　福祉事務所が認めた高齢者世帯

・不動産の条件　　単独で所有していること（又は配偶者との共有）
　利用権及び担保権が設定されていないこと
　土地の評価額が500万円以上のこと

・貸付利率　　年３％程度

・連帯保証人　　不要（ただし、推定相続人の同意が必要）

・貸付限度額　　不動産評価額の７割程度
　貸付月額は、生活扶助基準額の1.5倍以内

［７］関係団体等の支援

１．関係団体の支援

地域で行っているさまざまな福祉活動をとおして、福祉コミュニティづくりの推進を図るため、赤い羽根共同募金配分金と北海道社会福祉協議会助成金等を活用して、各関係団体等を支援いたします。

【継続事業】

①高齢者福祉活動
　小樽市老壮大学、小樽市老人クラブ連合会、小樽市シルバースポーツ大会等への協力、支援

②母子福祉活動
　小樽市母子寡婦福祉会（手芸、料理、詩吟等各種教室）への協力、支援

③児童青少年育成福祉活動　　各町会（子供の遊び場保守事業費）への協力、支援

④町会活動　　小樽市総連合町会（事業費）、各町会（通信費）への協力、支援

⑤地域福祉活動　　小樽市民生児童委員協議会への協力

２．災害遺児家庭の支援

【継続事業】

災害遺児のために市民から寄せられた寄附金を愛情銀行特別会計に積み立て、災害（交通、労働、海難、火災等）で、親を亡くされた児童の入学・進級・卒業の祝金を支出し、支援していきます。

［８］共同募金運動の支援

共同募金運動は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の定める期間内に全国協調で行われます。寄せられた募金は区域内の社会福祉事業や更生保護事業等に配分され、地域福祉を推進する財源として大きな役割を担っております。この募金活動を実施している北海道共同募金会小樽市支会の運営に対し全面的に協力をいたします。

【継続事業】

①　赤い羽根共同募金運動(募金実施期間　10月１日～12月31日)

②　歳末たすけあい運動(募金実施期間　12月１日～12月31日)

③　共同募金配分事業の実施

④　北海道共同募金会小樽市支会の会務の運営

［９］会務の運営等

本会の各事業を円滑に推進するため、次により運営してまいります。

【継続事業】

①　理事会、評議員会の開催及び監査の実施

②　各種委員会の開催

③　定款及び諸規程の整備、充実と適正な運用

④　役員、評議員、職員に対する研修の推進

⑤　会員の拡充

⑥　社会福祉援助技術実習生の受入れ(社会福祉士資格取得等のための現場実習)

⑦　ホームヘルパー講習等に対する協力及び支援

⑧　広報〝社協だより〟の発行及び情報収集及び提供

⑨　ホームページの維持及び管理

⑩　北海道社会福祉協議会及び小樽・後志地区社会福祉協議会連絡協議会等との連携協調